令和　　年　　月　　日

保　護　者　様

富岡市立額部小学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長　 髙橋　崇子

出席停止について

あなたのお子さまは、**出席停止**となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、**「学校で予防すべき感染症」**と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、  **治癒証明書** が必要（**インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は除く**）となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出してください。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学校において予防すべき感染症 | 出席停止の期間の基準 |
| 第１種 | エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱痘そう　 南米出血熱 　ペストマールブルグ病　 ラッサ熱急性灰白髄炎 　ジフテリア　　重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳコロナウイルス）中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳコロナウイルス）鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）および（Ｈ７Ｎ９) | 治癒するまで。 |
| 第２種 | インフルエンザ **※** | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。 | 医師が感染のおそれがないと認めたときはこのかぎりではない。 |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 |
| 麻疹 | 解熱した後、３日を経過するまで。 |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
| 風疹 | 発疹が消失するまで。 |
| 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで。 |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後、２日を経過するまで。 |
| 新型コロナウイルス感染症 **※** | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。 |
| 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。 |
| 第３種 | コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス 　パラチフス　流行性角結膜炎　 急性出血性結膜炎　その他の感染症 | 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。 |

**※　インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、この治癒証明書ではなく、保護者が記入した「療養報告書」を学校まで提出してください。**

き　　　り　　　と　　　り　　　せ　　　ん

|  |
| --- |
|  |

　治　癒　証　明　書

学校名（ 富岡市立額部小学校 ）　　　　（　　　年　　組　氏名　　　　　　　　　　　　）

病名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

月　　日より上記の疾病のため出席停止となっていましたが、他に感染のおそれがなくなった

ので　　月　　日より出席してよいと認めます。

令和　　　年　　　月　　　日

医師名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印